

◆◆ 住居手当について ◆◆

<手当支給要件>

- ① 採用日（4月1日）現在、職員が居住していること
- ② 職員自身が契約し、家賃の支払いをしていること
- ③ 共益費等を除く家賃が月額 12,000 円を超えていること
※ 電気・ガス・水道等の料金、敷金、礼金、保証金等も家賃には含まれません。

<支給額>

- 家賃額（共益費等を除く）の約半分（上限 27,000 円）
- ※ 家賃が月額 55,000 円以上の場合は、上限の 27,000 円の支給となります。

<申請に必要な書類>

- ① 賃貸借契約書の全ページ（条文含む）の写し
※ 重要事項説明書は契約書ではないため、“賃貸借契約書”と記載されたものの写しを提出してください。
※ UR にお住まいの場合は契約書に共益費が記載されていないため、重要事項説明書の写しも提出してください。
- ② 職員自身が家賃を支払っていることがわかる以下のいずれか
 - ・領収書
 - ・ATM の利用明細書
 - ・ネットバンクの画面（氏名と振込金額がわかるもの）
 - ・通帳のコピー（氏名と振込金額がわかるもの）
 - ・クレジット払いの場合は、クレジット利用明細書＋通帳のコピー（氏名と振込金額がわかるもの）※ 4 月分家賃について、敷金礼金等と一緒に支払っている場合は明細書＋通帳のコピー（氏名と振込金額がわかるもの）

<注意事項>

- ① 家賃に共益費が含まれている場合や賃貸借契約書に共益費の記載がない場合は、共益費がいくらなのかを証明してもらう必要があります（同封の様式を使用のこと）。
- ② 毎月 1 日にその住居に住んでいることが住居手当の支給要件となりますので、契約期間が 4 月 2 日以降の場合は 4 月分の住居手当は支給対象外です。5 月分より住居手当が支給となります。
- ③ 当機構及び当センターにおいては、賃貸住宅会社や住居等のあっせん業務は一切行っておりません。各自でお住まいを探してくださいませようお願いいたします。

＜勤務公署の最寄駅＞

泉北高速鉄道 光明池

＜自宅の最寄駅＞

- ① 進行方向直近駅
- ② 職員から届出があれば次のいずれかに該当する場合も可
ア. 自宅直近駅（進行方向でなくても可）
イ. 上記①の最安経路と比べて所要額が同額又は安価
ウ. 上記①の最安経路と比べて 10 分以上短縮かつ所要額 2 割増の範囲内であること

＜支給額＞

- 徒歩 → 手当の支給なし
電車、バス → 6 ヵ月定期額
自転車、原動機付自転車、自動二輪、自動車 → 距離に応じて給与規定に定められた額
※ 4 月、10 月給与で 6 ヵ月分の手当が支給されます。

＜支給要件＞

- ① 自宅～勤務公署（母子センター）の距離が片道 2 キロ以上
 - ② 通勤のために自転車、原動機付自転車、自動二輪または自動車の使用を常例としている場合
 - ③ 通勤のために公共交通機関を利用し、その運賃等を負担していることを常例としている場合
- ※ 駐輪場、駐車場代、高速道路料金の支給はありません。
なお、職員用駐車場は空き待ちの状態のため、車通勤は可能ですが各自で駐車場の確保をお願いします。
※ 株主優待乗車証の利用や家族に送迎してもらう等の職員自身で運賃を負担していない場合は支給対象外です。

＜注意事項＞

- ① 給与規定に基づき、最も経済的且つ合理的な通勤経路を認定します。
認定された経路（＝通勤手当支給額）が申請経路（＝乗りたい経路）と異なる場合がありますのでご承知おきください。
- ② 通勤手当支給額は認定経路の金額となりますが、ご自分の乗りたい経路で申請し、定期券を購入していただいて結構です。但し、持ち出しになる場合がありますのでご承知おきください。
- ③ 電車やバスで通勤する場合は、現金乗車や切符での通勤は認められません。定期券もしくは乗車履歴の記録が残る IC カード等の利用に限られます。
- ④ 定期券（写し可）、PiTaPa や ICOCA の履歴は、提示を求められた場合は、いつでも提示できるようにコピーやプリントアウトする等し、保管しておいてください。
- ⑤ 通勤手当は、母子センター出勤日以降に人事動態システムより電子申請し、根拠書類（定期券の写しもしくは PiTaPa や ICOCA の履歴 1 ヵ月分以上）の提出を確認してから承認され、手当が支給されます。4 月の給与で通勤手当は支給されませんのでご了承ください。